

教第 22 号議案

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きを実施するに当たり、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 8 月 2 日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

教 第 号  
令和 年 月 日

神戸市長  
久元 喜造 様

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する  
意見

令和4年7月14日付け文ス第1007号により、神戸市教育委員会に意見聴取のあった神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施については、異議ありません。

(担当：教育委員会事務局総務課)

文 ス 第 1 0 0 7 号

令 和 4 年 7 月 1 4 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施についての意見聴取の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第 97 号）の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きを実施するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局スポーツ企画課）

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

**意見公募手続きについて**

- ・意見募集の期間：令和4年8月3日（水）～9月1日（木）[予定]
- ・改正内容：別紙参照

「神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部改正」について（概要）

## 1. 改正の趣旨

(1) 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（以下「規則」という。）第4条で規定している使用料の後納について、神戸市地域サービス情報システムを利用して許可を受ける場合においても認めるため。

(2) その他規定の整備

## 2. 改正案の概要

(1) 規則第4条の文言の追加

神戸市生涯学習支援センターその他の施設の利用者が神戸市地域サービス情報システムを利用して使用の許可を受ける場合において、後納を認める文言の追加。

(2) 規則第8条の文言の変更

指定管理者の指定の申請に係る提出書類について、規則第8条第4号中、「法人登記簿」を「登記事項証明書」に改める。

## 3. 施行予定日

令和4年10月頃